

やまなし県央連携中枢都市圏の  
形成に係る連携協約書

令和5年2月27日

甲府市・北杜市

## 甲府市及び北杜市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

甲府市（以下「甲」という。）及び北杜市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である「やまなし県央連携中枢都市圏」（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

### （目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を相互に連携して取り組むことにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組及びそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

### （事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

### （定期的な協議）

第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関する連絡調整を図るため、定期的に協議するものとする。

### （疑義の解決）

第6条 この連携協約に定めのない事項又はこの連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月27日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市

甲府市長

樋口 雄一

乙 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

北杜市

北杜市長

上村 英司

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

取組項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
広域観光の推進	圏域が有する自然、歴史、食など豊富な観光資源と高速交通網を活かした新たな圏域観光による賑わいの創出など、広域観光の推進に取り組む。	乙と連携して、広域観光の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、広域観光の推進に取り組む。
地域農業の稼ぐ力の強化	都市と農が共生し、「稼ぐ農業」を育てる持続可能で魅力ある圏域農業の実現など、地域農業の稼ぐ力の強化に取り組む。	乙と連携して、地域農業の稼ぐ力の強化に主体的に取り組む。	甲と連携して、地域農業の稼ぐ力の強化に取り組む。
地域産業の振興	圏域経済を支える中小企業の発展と圏域の特性を活かした新産業や新事業の誘致など、地域産業の振興に取り組む。	乙と連携して、地域産業の振興に主体的に取り組む。	甲と連携して、地域産業の振興に取り組む。
その他圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	上記以外の圏域全体の経済成長のけん引に係る施策の推進に取り組む。	乙と連携して、圏域全体の経済成長のけん引に主体的に取り組む。	甲と連携して、圏域全体の経済成長のけん引に取り組む。

## 2 高次の都市機能の集積・強化

取組項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
都市計画区域マスタープランにおける広域交流拠点の形成と拠点間連携の推進	リニア開業効果を圏域全体の発展に波及させるため、国内外からの交流人口の増加による圏域のエリア価値の向上に資する広域交流拠点の形成をはじめ、各拠点及び拠点に準ずる地区との連携に取り組む。	乙と連携して、広域交流拠点の形成と拠点間連携の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、広域交流拠点の形成と拠点間連携の推進に取り組む。
公共施設・公共インフラの広域的利活用	圏域に点在する公共施設や公共インフラの広域的利活用の促進など、公共施設・公共インフラの広域的利活用に取り組む。	乙と連携して、公共施設・公共インフラの広域的利活用に主体的に取り組む。	甲と連携して、公共施設・公共インフラの広域的利活用に取り組む。
消防の広域的な連携強化	消防指令業務の共同化など消防の広域的な連携強化に取り組む。	乙をはじめ関係団体とも協力して積極的に取り組む。	甲をはじめ関係団体とも協力して取り組む。
その他高次の都市機能の集積・強化に係る施策	上記以外の高次の都市機能の集積・強化に係る施策の推進に取り組む。	乙と連携して、高次の都市機能の集積・強化に主体的に取り組む。	甲と連携して、高次の都市機能の集積・強化に取り組む。

### 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

#### (1) 生活機能の強化に係る分野

取組項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
在宅医療・介護連携の推進	安定的な医療提供や在宅医療・介護連携体制の構築など、在宅医療・介護サービスの充実に取り組む。	乙と連携して、在宅医療・介護サービスの充実に主体的に取り組む。	甲と連携して、在宅医療・介護サービスの充実に取り組む。
消費者相談体制の充実	相談体制の充実による消費者の安全・安心の確保など、消費者相談の充実に取り組む。	乙と連携して、消費者相談の充実に主体的に取り組む。	甲と連携して、消費者相談の充実に取り組む。
災害対策の推進	圏域内の災害相互応援体制の強化による防災力の向上など、災害対策の推進に取り組む。	乙と連携して、災害対策の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、災害対策の推進に取り組む。
環境対策の推進	圏域全体で取り組む環境保全やゼロカーボンの実現など、環境対策や地球温暖化対策の推進に取り組む。	乙と連携して、環境対策や地球温暖化対策の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、環境対策や地球温暖化対策の推進に取り組む。
空き家対策の推進	圏域内の空き家の広域的有効活用など、空き家対策の推進に取り組む。	乙と連携して、空き家対策の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、空き家対策の推進に取り組む。
教育環境の充実	子どもたちの学習環境の整備・充実をはじめ教育環境の充実に取り組む。	乙と連携して、教育環境の充実に主体的に取り組む。	甲と連携して、教育環境の充実に取り組む。
子ども・子育てへの支援	子どもが健やかに成長できる体制づくりなど、子ども・子育て支援に取り組む。	乙と連携して、子ども・子育て支援に主体的に取り組む。	甲と連携して、子ども・子育て支援に取り組む。
その他生活機能の強化に係る施策	上記以外の生活機能の強化に係る施策の推進に取り組む。	乙と連携して、生活機能の強化に主体的に取り組む。	甲と連携して、生活機能の強化に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
移住定住の促進	移住定住・U I Jターンの促進に関する情報発信など、移住定住促進に取り組む。	乙と連携して、移住定住促進に主体的に取り組む。	甲と連携して、移住定住促進に取り組む。
ふるさと応援の推進	ふるさと納税を活用した魅力向上など、ふるさと応援の推進に取り組む。	乙と連携して、ふるさと応援の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、ふるさと応援の推進に取り組む。
その他結びつきやネットワークの強化に係る施策	上記以外の結びつきやネットワークの強化に係る施策の推進に取り組む。	乙と連携して、結びつきやネットワークの強化に主体的に取り組む。	甲と連携して、結びつきやネットワークの強化に取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
人材の育成	圏域内市町職員の人材育成や能力向上など、人材の育成に取り組む。	乙と連携して、人材の育成に主体的に取り組む。	甲と連携して、人材の育成に取り組む。
I C Tの利活用の推進	I C Tを活用した行政情報システムの広域共同化など、I C T利活用の推進に取り組む。	乙と連携して、I C T利活用の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して、I C T利活用の推進に取り組む。
その他圏域マネジメント能力の強化に係る施策	上記以外の圏域マネジメント能力の強化に係る施策の推進に取り組む。	乙と連携して、圏域マネジメント能力の強化に主体的に取り組む。	甲と連携して、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。